

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	監督処分（使用の取消・退去命令等） 金岡公園（体育館・陸上競技場・野球場・テニスコート）、家原大池体育館、原池公園（体育館・スケートボードパーク・野球場）、大浜公園（野球場・テニスコート・相撲場）、三宝公園野球場、浅香山公園野球場、白鷺公園野球場、土居川公園テニスコート	
根拠条例等・条項	堺市公園条例 第23条	
所 管 課	文化観光局 スポーツ 部 スポーツ施設課 当該有料施設を担当する指定管理者	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない （根拠条文） ○市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは退去を命ずることができる。 (1) 公園条例又は公園条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) 公園条例の規定による許可に付けた条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により公園条例の規定による許可を受けた者 (4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者 （堺市公園条例第23条第1項） （処分基準） 根拠条文に同じ	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明 ※ただし、原状回復を命じた場合は弁明の機会を付与する
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	